

平成 20 年第 3 回かほく市議会定例会議事日程（第 3 号）

平成 20 年 9 月 19 日（金）午前 10 時 00 分開議

開会宣告

- 日程第 1 議案第 66 号～議案第 76 号
陳情第 6 号～陳情第 8 号、陳情第 12 号
請願第 10 号、請願第 11 号、請願第 13 号
（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第 2 発議第 4 号
（提案理由説明、質疑、討論、採決）
- 日程第 3 発議第 5 号
（提案理由説明、質疑、討論、採決）
- 日程第 4 発議第 6 号
（提案理由説明、質疑、討論、採決）
- 日程第 5 発議第 7 号
（提案理由説明、質疑、討論、採決）
- 日程第 6 発議第 8 号
（提案理由説明、質疑、討論、採決）

閉議散会

平成 20 年第 3 回かほく市議会定例会追加議事日程（第 3 号の 1）

平成 20 年 9 月 19 日（金）午前 10 時 00 分開議

- | | |
|---------|--|
| 追加日程第 1 | 発議第 9 号
（提案理由説明、質疑、討論、採決） |
| 追加日程第 2 | 発議第 10 号
（提案理由説明、質疑、討論、採決） |
| 追加日程第 3 | 常任委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査の件
（3 常任委員会・2 特別委員会） |
| 追加日程第 4 | 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件 |

第 3 日 目 会 議 録

平成 2 0 年 第 3 回 か ほ く 市 議 会 会 議 録 (第 3 号)																																					
招 集 年 月 日	平成 2 0 年 9 月 1 9 日 (金)																																				
招 集 の 場 所	か ほ く 市 役 所 議 場																																				
開 会 (開 議)	平成 2 0 年 9 月 1 9 日 (金) 午 前 1 0 時 0 0 分 宣 告																																				
応 招 議 員	出 席 議 員 に 同 じ																																				
不 応 招 議 員	欠 席 議 員 に 同 じ																																				
出 席 議 員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">議 長 1 3 番 西 田 正 剛</td> <td style="width: 33%;">副 議 長 8 番 杉 本 正 一</td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td>1 番 遠 田 順</td> <td>2 番 安 達 肇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 番 宇 野 順 一</td> <td>4 番 多 々 見 武</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 番 山 口 博 之 丞</td> <td>6 番 金 田 正 信</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 番 富 澤 明 次</td> <td>9 番 荒 井 三 喜 雄</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 0 番 沖 津 千 万 人</td> <td>1 1 番 中 村 修 一</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 2 番 竹 内 幹 雄</td> <td>1 4 番 杉 本 成 一</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 5 番 寺 内 照 雄</td> <td>1 6 番 山 田 孝 一</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 7 番 猪 村 博 靖</td> <td>1 8 番 別 宗 明 敏</td> <td></td> </tr> </table>	議 長 1 3 番 西 田 正 剛	副 議 長 8 番 杉 本 正 一		1 番 遠 田 順	2 番 安 達 肇		3 番 宇 野 順 一	4 番 多 々 見 武		5 番 山 口 博 之 丞	6 番 金 田 正 信		7 番 富 澤 明 次	9 番 荒 井 三 喜 雄		1 0 番 沖 津 千 万 人	1 1 番 中 村 修 一		1 2 番 竹 内 幹 雄	1 4 番 杉 本 成 一		1 5 番 寺 内 照 雄	1 6 番 山 田 孝 一		1 7 番 猪 村 博 靖	1 8 番 別 宗 明 敏										
議 長 1 3 番 西 田 正 剛	副 議 長 8 番 杉 本 正 一																																				
1 番 遠 田 順	2 番 安 達 肇																																				
3 番 宇 野 順 一	4 番 多 々 見 武																																				
5 番 山 口 博 之 丞	6 番 金 田 正 信																																				
7 番 富 澤 明 次	9 番 荒 井 三 喜 雄																																				
1 0 番 沖 津 千 万 人	1 1 番 中 村 修 一																																				
1 2 番 竹 内 幹 雄	1 4 番 杉 本 成 一																																				
1 5 番 寺 内 照 雄	1 6 番 山 田 孝 一																																				
1 7 番 猪 村 博 靖	1 8 番 別 宗 明 敏																																				
欠 席 議 員	な し																																				
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 の 規 定 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">市 長 油 野 和 一 郎</td> <td style="width: 33%;">副 市 長 架 谷 外 茂 治</td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td>教 育 委 員 会 教 育 長 遠 田 敏 博</td> <td>総 務 部 長 板 坂 卓 之</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市 民 部 長 松 本 吉 雄</td> <td>産 業 建 設 部 長 川 島 起 世 志</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教 育 部 長 酒 井 弘 幸</td> <td>消 防 長 高 橋 勲</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総 務 課 長 虎 谷 寛</td> <td>財 政 課 長 山 越 充</td> <td></td> </tr> <tr> <td>企 画 情 報 課 長 森 田 善 明</td> <td>管 理 課 長 綾 瀬 登 志 勝</td> <td></td> </tr> <tr> <td>税 務 課 長 浅 野 順 平</td> <td>納 税 課 長 根 布 清 孝</td> <td></td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 石 山 義 久</td> <td>監 査 委 員 事 務 局 長 喜 多 学</td> <td></td> </tr> <tr> <td>子 育 て 支 援 課 長 酒 尾 浩</td> <td>健 康 福 祉 課 長 浅 野 道 人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保 険 医 療 課 長 高 平 嘉 和</td> <td>介 護 予 防 課 長 能 任 哲 正</td> <td></td> </tr> <tr> <td>環 境 安 全 課 長 田 丸 成 一</td> <td>農 林 水 産 課 長 杉 本 外 次</td> <td></td> </tr> <tr> <td>商 工 観 光 課 長 澤 野 安 隆</td> <td>上 下 水 道 課 長 油 野 茂 樹</td> <td></td> </tr> </table>	市 長 油 野 和 一 郎	副 市 長 架 谷 外 茂 治		教 育 委 員 会 教 育 長 遠 田 敏 博	総 務 部 長 板 坂 卓 之		市 民 部 長 松 本 吉 雄	産 業 建 設 部 長 川 島 起 世 志		教 育 部 長 酒 井 弘 幸	消 防 長 高 橋 勲		総 務 課 長 虎 谷 寛	財 政 課 長 山 越 充		企 画 情 報 課 長 森 田 善 明	管 理 課 長 綾 瀬 登 志 勝		税 務 課 長 浅 野 順 平	納 税 課 長 根 布 清 孝		会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 石 山 義 久	監 査 委 員 事 務 局 長 喜 多 学		子 育 て 支 援 課 長 酒 尾 浩	健 康 福 祉 課 長 浅 野 道 人		保 険 医 療 課 長 高 平 嘉 和	介 護 予 防 課 長 能 任 哲 正		環 境 安 全 課 長 田 丸 成 一	農 林 水 産 課 長 杉 本 外 次		商 工 観 光 課 長 澤 野 安 隆	上 下 水 道 課 長 油 野 茂 樹	
市 長 油 野 和 一 郎	副 市 長 架 谷 外 茂 治																																				
教 育 委 員 会 教 育 長 遠 田 敏 博	総 務 部 長 板 坂 卓 之																																				
市 民 部 長 松 本 吉 雄	産 業 建 設 部 長 川 島 起 世 志																																				
教 育 部 長 酒 井 弘 幸	消 防 長 高 橋 勲																																				
総 務 課 長 虎 谷 寛	財 政 課 長 山 越 充																																				
企 画 情 報 課 長 森 田 善 明	管 理 課 長 綾 瀬 登 志 勝																																				
税 務 課 長 浅 野 順 平	納 税 課 長 根 布 清 孝																																				
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 石 山 義 久	監 査 委 員 事 務 局 長 喜 多 学																																				
子 育 て 支 援 課 長 酒 尾 浩	健 康 福 祉 課 長 浅 野 道 人																																				
保 険 医 療 課 長 高 平 嘉 和	介 護 予 防 課 長 能 任 哲 正																																				
環 境 安 全 課 長 田 丸 成 一	農 林 水 産 課 長 杉 本 外 次																																				
商 工 観 光 課 長 澤 野 安 隆	上 下 水 道 課 長 油 野 茂 樹																																				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	学校教育課長 梶 義裕 体育振興課長 松田 一雄 予防課長 釜井 泰廣 財政課長補佐 中田 肇	生涯学習課長 沖野 利之 消防課長 谷口 孝三 消防署長 牧 武雄
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議会事務局長 沖野 悌二 議会事務局書記 竹谷 孝	議会事務局次長 丸井 厚司
本会議に係員 として出席し た者の職氏名	傍聴者受付係 長木 朋子	傍聴者受付係 山本 仁美
議員提出の 議案の題目	発議第 4号 かほく市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について 発議第 5号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う議会関係規則の整理に関する規則 発議第 6号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書 発議第 7号 道路整備の促進に関する意見書 発議第 8号 雇用促進住宅の退去困難者への支援強化に関する意見書 発議第 9号 基幹的農業水利施設の管理・整備更新に対する国の責務に関する意見書 発議第 10号 教育予算の拡充を求める意見書	
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。	
	以下余白	

議事の経過 第3日目

開会・開議

午前10時00分 開会

議長【西田正剛君】ただいまのところ、出席議員数は、18人であります。定足数に達していますので、これより、本日の会議を開きます。

また、説明員として本日の会議に委嘱された者の職・氏名はお手元に配付しました説明員職・氏名一覧表のとおりであります。

議事日程の報告

議長【西田正剛君】本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

会議時間の延長

議長【西田正剛君】あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

日程第1

議案第66号～議案第76号

陳情第6号～陳情第8号、陳情第12号

請願第10号、請願第11号、請願第13号

議長【西田正剛君】日程第1、議案第66号平成20年度かほく市一般会計補正予算(第2号)に係る専決処分の承認を求めることについてから、議案第76号かほく市土地開発公社定款の一部変更についてまでの併せて11件、及び陳情第6号から陳情第8号及び陳情第12号並びに請願第10号、請願第11号、請願第13号の併せて7件を一括議題とします。

ただいま、議題となりました各議案についての審査の経過並びに結果についての、各常任委員長の報告を求めます。

常任委員長報告

議長【西田正剛君】総務常任委員長 山口博之丞君。

総務常任委員長【山口博之丞君】はい、議長。

平成20年第3回かほく市議会定例会におきまして、総務常任委員会に付託されました議案及び陳情について、審査の経過並びに結果をご報告いたします。

9月16日、午前9時から、委員全員の出席にて委員会を開催し、所管部課長より詳細な説明を求め、審議を行いました。

まず、議案第66号、平成20年度かほく市一般会計補正予算(第2号)に係る専決処分の承認を求めることについてであります。6月定例会後に、かほく市消防団宇ノ気第1分団が石川県消防操法大会に出場することが決定したことに伴い、派遣に係る所要額を計上したとの説明でありました。

審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を承認することに決しました。

次に議案第67号、平成20年度かほく市一般会計補正予算(第3号)中、「第1表 歳入歳出予算補正のうち所管に係る歳入全部、歳出1款、2款、12款」、「第2表 地方債補正」についてであります。

第1表、歳入歳出予算補正の内容につきましては、歳入で、公債費の繰上償還の財源として充当する減債基金繰入金のほか、今回の補正に必要な一般財源として繰越金を計上するとの説明でありました。

歳出につきましては、議会費で議場の座席改修に係る工事費、総務管理費でアスベスト分析調査を実施するための委託料と、イオン店舗内にかほく市インフォメーションコーナーを設置するための工事費のほか、谷・笠島両地区の集会所施設下水道接続工事に係る補助金、徴税費で年金からの市民税特別徴収に係るシステム改修費、また、公債費において支払利息を軽減するために繰上償還する地方債元金償還金の計上が主なものであるとの説明でありました。

第2表、地方債補正については、合併特例債を充当する予定の高松小学校屋外プール整備事業のほか、災害復旧事業債を充当する予定の公共土木施設災害復旧事業を追加するものであるとの説明でありました。

主な審議内容について申し上げますと、イオン店舗内に設置するインフォメーションコーナーの概要についての質疑があり、職員を配置して各種証明業務等を行う行政サービスセンター的機能や、諸証明を発行するための自動交付機の設置なども検討してきたとのことでありましたが、費用対効果を含めて総合的に判断した結果、職員は配置せず、大型テレビを設置してケーブルテレビのかほくチャンネルを放映するとともに、市の行政情報や観光パンフレット等の配置する形のコーナーを計画したものであるとの答弁がありました。

審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を可とすることに決しました。

次に議案第72号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。かほく市議会議員の報酬、費用弁償等に関する条例、かほく市特別職報酬等審議会条例及びかほく市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例以上3本の条例について、「地方自治法の一部を改正する法律」の施行に伴い、議会議員の報酬の名称が「議員報酬」に改められたことなどにより、所要の改正を行うものであるとの説明でありました。

審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を可とすることに決しました。

次に議案第73号、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてありますが、かほく市認可地縁団体の印鑑の登録及

び証明に関する条例、かほく市公益法人等への職員の派遣等に関する条例及びかほく市職員定数条例以上3本の条例について、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」などの施行に伴い、社団、財団の設立根拠とされる民法第34条が削除されるとともに、同法において、新たに一般社団法人又は一般財団法人の規定が定められたことなどにより、所要の改正を行うものであるとの説明でありました。

審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を可とすることに決しました。

次に議案第74号、かほく市監査委員条例の一部を改正する条例についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部が施行されたことに伴い、監査委員による健全化判断比率及び資金不足比率の審査に関する規定を新たに追加するとともに、監査業務を合理的に実施するため、所要の改正を行うものであるとの説明でありました。

審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を可とすることに決しました。

次に議案第76号、かほく市土地開発公社定款の一部変更についてであります。いわゆる公益法人制度改革三法の施行に伴い、土地開発公社定款に定められております監事の職務について、根拠規定が民法から公有地の拡大の推進に関する法律に改められたことにより、所要の改正を行うものであるとの説明でありました。

審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を可とすることに決しました。

次に陳情第8号、生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書提出についての陳情であります。これは、生活品の物価高騰に伴う実質所得低下を緩和するため、中低所得層を中心とする所得税減税や生活困窮者に対する

補助金制度の創設、生活扶助基準に対する物価上昇分3%程度の上乗せを行うことを求めるものとなっており、意見書の趣旨は理解できるものでありますが、要請する内容に対して適否の判断が難しいとの理由により、審議の結果、全員賛成で継続審査とすることに決しました。

以上、本委員会に付託されました議案について、審査の経過、並びに結果のご報告と致します。

議長【西田正剛君】

次に、市民文教常任委員長 富澤明次君。

市民文教常任委員長【富澤明次君】はい、議長。

平成20年第3回かほく市議会定例会におきまして、市民文教常任委員会に付託されました議案並びに陳情及び請願について、審査の経過及び結果をご報告いたします。

9月17日 午前9時から、委員会を開催し、教育長ほか、所管部課長より詳細な説明を求め審議を行ないました。

まず、議案第67号 平成20年度かほく市一般会計補正予算(第3号)についてであります。

主な内容として、歳入では、国庫支出金として要援護者台帳作成に係る災害時要援護者対策事業補助金、県支出金で、今年度より3年間実施の地域ぐるみの学校支援推進事業委託金、また、寄附金では、学校教育費及び社会教育費に計上されております。繰入金では、平成19年度事務費精算による介護保険特別会計からの繰入金、諸収入では、全国健康福祉祭準備事業費補助金、河北台中学校建物保険金、生活保護費国庫負担金、行旅病人等取扱費県補助金であり、市債では、高松小学校屋外プール整備事業債を計上したものと説明がありました。

歳出では、民生費で高松社会福祉センター及び七塚健康福祉センター維持管理事業に係る

事務所内の空調機の修繕費、灯油高騰による経済的弱者に対する福祉灯油助成事業に係る助成金、災害時に自力で避難が困難な方を支援する災害時要援護者台帳等の整備に対する災害時要援護者対策事業に係る経費、老人福祉事業では第21回全国健康福祉祭かごしま大会の参加者負担金、後期高齢者医療事業に係る過年度国庫支払金等の返還金、ひとり親家庭医療費助成事業の援護費の不足見込額の計上、保育園一般管理費として、はまなす保育園給水管改修工事に係る設計監理委託料及び工事請負費をそれぞれ計上したものであるとの説明がありました。

衛生費では、乳幼児等医療費助成事業の扶助費不足見込額の計上、斎場施設組合負担金を、広域事務組合へ移行による予算の組み替え、ごみステーション推進事業では、13ヶ所の集積保管箱追加に伴う整備費補助金をそれぞれ計上したものであるとの説明がありました。

教育費では、高松小学校整備事業として屋外プール施設改築に係る設計監理委託料、宇ノ気中学校整備事業として、民家への飛球防止のための、グラウンド防球ネット嵩上げに係る工事請負費、また、教育振興事業として学校教育費寄附金による七塚小学校及び高松・河北台・宇ノ気中学校に教材用備品等の購入、生涯学習センター維持管理事業として天体望遠鏡制御装置等に係る修繕費、生涯学習推進費では、地域ぐるみの学校支援推進事業として、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進するための経費、文化財保護事業として大海西山弥生の里トイレ浄化槽改修工事に係る工事請負費、埋蔵文化財調査事業として若緑地区イナバ山発掘調査より出土した発掘遺物の整理委託料、体育施設維持管理事業では、トランポリン台を2台購入するための備品購入費をそれぞれ計

上したものであるとの説明がありました。

主な審議内容は、災害時要援護者対策事業についてこの資料の作成中に、災害が起きた場合どうするのかとの質疑があり、現在、独居高齢者、身体障害者の援護者台帳については、民生委員を通じ独自に作成した台帳を整備しており、これにより対応致したいが、現台帳については、個人情報が入っており他の機関に公開が出来ないものとなっております。今回、この状況を鑑み、災害時要援護者として登録していただく際に、台帳配布の承諾を頂くことを考えており、又、支援対象者の範囲については、現在、検討中であり、台帳の整備後は、災害時において、関係機関と連携が図れるようデータを共有する機関に配布することを考えているとの答弁がありました。

次に、河北台中学校の校舎と体育館をつなぐ渡り廊下ガラス破損の原因はという質疑があり、外部からの衝撃による破損によるものと思われるが、今のところ原因は不明であり、警察署にも被害報告はしてありますが、現場は早急に原状復旧し、元通りとなっている旨の答弁がありました。

次に、合併して5年、河北台・宇ノ気中学校の改築をはじめ、耐震化工事など学校の施設整備に力を入れているが、高松小学校のプール改修を含め、今後の施設整備の予定はどうなっているのかとの質疑があり、まず、高松小学校プール改修については、平成21年度9月初旬のプールシーズン終了後に工事着手し、併せて大海小学校体育館の耐震化工事を実施する予定であり、次に高松中学校グラウンド整備においても財政課と協議しながら順次進めていくことにしており、これで概ね大規模な学校施設の整備は終わるとの答弁がありました。

次に、宇ノ気中学校グラウンド防球ネット嵩

上げについて、2mの嵩上げというのは妥当なのかという質疑があり、現在既存の7mポールに嵩上げできる構造上の許容範囲が2mまでとなっており、学校と練習方法について協議する等、色々な角度から検討した結果、2m嵩上げすることとした旨の答弁がありました。

審議の結果、妥当と認め全員賛成で原案を可とすることに決しました。

次に議案第68号 かほく市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてであります。

主な内容として、歳入では、国民健康保険事業調整基金繰入金と、平成19年度国民健康保険特別会計決算の確定に伴う、繰越金を計上、歳出では、諸支出金で、前年度の退職者医療費並びに高齢者医療制度円滑導入事業の確定により、過年度分返還金をそれぞれ計上したものの説明がありました。

審議の結果、妥当と認め全員賛成で原案を可とすることに決しました。

次に議案第69号 かほく市介護保険特別会計補正予算(第1号)についてであります。

主な内容として、歳入では、平成19年度分地域支援介護予防事業における国庫補助金過年度分の交付金及び平成19年度介護保険特別会計決算の確定に伴う、繰越金を計上したものと説明があり、また、歳出では、第1号被保険者保険料の過年度分還付金、国庫支払金等、過年度分の返還金、一般会計への繰出金をそれぞれ計上したものの説明がありました。

審議の結果、妥当と認め全員賛成で原案を可とすることに決しました。

次に陳情第6号 国の教育予算の拡充を求める意見書提出についての陳情については、子ども達がひとしく良質な教育を受けることが必要であるため、審議の結果、妥当と認め、全員賛成で採択とすることに決しました。

次に陳情第7号 社会保障関係費の2,200億円削減方針の撤回を求める意見書提出についての陳情については、2,200億円の削減を元に戻すための財源が担保されていると思われなため、審議の結果、賛成者なしで不採択とすることに決しました。

次に請願第13号 笠島区エコ・ステーション設置に係る助成のお願いについての請願書についてであります。いわゆる地区要望については毎年、市へ要望書を提出していることでもあり、審議の結果、賛成者少数のため不採択とすることに決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案並びに陳情及び請願について、審査の経過、並びに結果についてのご報告を終わります。

議長【西田正剛君】次に、産業建設常任委員長 金田正信君。

産業建設常任委員長【金田正信君】はい、議長。

平成20年第3回かほく市議会定例会におきまして、産業建設常任委員会に付託されました議案、請願及び陳情について、審査の経過並びに結果をご報告致します。

9月12日、午前9時から、委員全員の出席にて委員会を開催し、所管部課長はじめ関係職員より詳細な説明を求め、審議を行いました。

まず、議案第67号、平成20年度かほく市一般会計補正予算(第3号)中、所管に係る歳入並びに歳出についてであります。

歳入の主な内容として、12款分担金及び負担金で県単土地改良事業に係る地元負担金の増額、14款国庫支出金で公共土木施設災害復旧費国庫負担金の補正、15款県支出金で県単土地改良事業補助金の増額、20款諸収入で県鉄工機電協会へ貸付ける貸付金元利収入の増額、雑入においては、農林水産業費雑入で谷排水路受託工事負担金の補

正計上であります。

歳出については、まず、6款農林水産業費市単土地改良事業で排水路整備に係る受託工事請負費の補正計上、県単土地改良事業については、内示に伴う事業費の増額補正を計上するものであるとの説明がありました。

7款商工費については、県鉄工機電協会に対し、かほく市内の事業所が設備投資のために貸付の申し出があるため、当協会より新たにその原資とすべく貸付の依頼があり、今回、増額補正が必要とのことでした。

8款土木費4項都市計画費については、下水道事業特別会計繰出金の減額補正、5項住宅費については、老朽化した戸建て市営住宅6戸を維持管理面などを考慮し、解体する費用として増額補正するとの説明がありました。

また、11款災害復旧費については、本年7月発生の梅雨前線集中豪雨で市道の一部が被災し、先般実施された災害査定の結果を受け、今後、原形復旧を図りたいとの説明がありました。

主な審議内容としては、市営住宅の解体に関する質疑があり、今後、建築後の年数が40年を経過した老朽化戸建て住宅等については、住宅マスタープランの基本方針に基づき、入居者の退去に併せて解体して行くこととし、建築後の年数が27年経過した戸建て住宅については、耐震化の調査検討により、老朽化戸建て住宅からの住替え用のストックとして適正な維持管理に努めて行くとの説明がありました。

また、現在、老朽化した戸建て住宅等の入居者に対する意向アンケート調査を実施しているとの報告があり、入居者のニーズも把握しながら、既存の市営住宅へ誘導して行くとの答弁がありました。

以上、慎重審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を可とすることに決しました。

次に、議案第 70 号、平成 20 年度かほく市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてであります。

歳入の主な内容として、1 款分担金及び負担金で農業集落排水事業並びに公共下水道事業に係る分担金及び受益者負担金の増額、6 款繰入金については、歳入歳出予算の調整を図るための減額、9 款市債については、借換債並びに農業集落排水事業の増工に伴う補正計上であります。

歳出については、1 款公共下水道事業費で、受益者負担金の一括納付に対する報償費の増額補正、また、本年度、国において「下水道長寿命化支援制度」が創設され、長寿命化計画策定に対する支援、同計画に基づき計画的な改築を行うものに対し、支援が得られることとなったため、当初予定していた台帳整備委託をこの計画に組込むため、予算の組替えを行い、実施したいとのことでありました。

また、本年度、国土交通省において実施する国道 159 号木津 - 松浜自歩道整備工事に併せて、工事区域内の下水道管路布設工事の実施による増額補正、処理場工事費においては、入札結果により減額補正を行いたいとの説明がありました。

2 款農業集落排水事業費についても、先程と同様に、国道 159 号二ツ屋自歩道整備工事に併せて工事区域内の下水道管路布設工事を実施していることから、歩道舗装の仮復旧費及び一部増工分として増額補正を行いたいとの説明がありました。

3 款公債費については、低利の事業債への借換えに伴い元金を償還するものであり、公共下水道事業債で 13 件、農業集落排水事業債で 4 件を償還したいとの説明がありました。

審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を

可とすることに決しました。

次に、議案第 71 号、平成 20 年度かほく市下水道事業会計補正予算（第 1 号）についてであります。

主な内容として、既決予算中、第 4 条の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、当年度分損益勘定留保資金をそれぞれ増額し、資本的収入として、借換えによる企業債を増額、それに伴って資本的支出の企業債償還金として旧高松町分 3 件、旧宇ノ気町分 3 件を繰上げ償還するとの説明がありました。

審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を可とすることに決しました。

次に、議案第 75 号、かほく市営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

これは、今回の補正予算に市営住宅 6 戸の解体費用が計上されておりますが、この 6 戸の減に伴い条例で市営住宅管理戸数を改めるとの説明でありました。

審議の結果、妥当と認め、全員賛成で原案を可とすることに決しました。

次に、請願第 10 号並びに請願第 11 号、基幹的農業水利施設の管理・整備更新に対する国の責務に関する意見書の提出を求める請願についてであります。

これは、河北潟沿岸土地改良区並びに河北潟干拓土地改良区より提出されたものでありましたが、2 件とも趣旨等、内容は概ね同様であり、審議の結果、公益的な対応が必要との見解で妥当と認め、全員賛成で原案を採択とすることに決しました。

次に、陳情第 12 号、地域間格差を拡大する地方移譲に反対し、安全安心な公共事業を国の責任で実施することを求める要請書についてであります。

これは、国土交通省全建設労働組合北陸地方

本部石川県支部より提出されたものでありましたが、国の地方分権改革に伴う、地方への権限移譲であります。それに伴う財源の移譲が不透明であること、国家公務員制度改革が議論中であること、審議の結果、継続審査とすることに決しました。

以上、本委員会に付託されました議案、請願並びに陳情について、審査の経過並びに結果のご報告と致します。

議長【西田正剛君】以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑

議長【西田正剛君】これより、3常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長【西田正剛君】質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討 論

議長【西田正剛君】これから、討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

議長【西田正剛君】討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採 決

議長【西田正剛君】これから、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長【西田正剛君】ご異議なしと認めます。よって、これから採決いたします。

議案第66号 平成20年度かほく市一般会計補正予算(第2号)に係る専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案承認であります。議案第66号について、常任

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長【西田正剛君】起立全員です。

よって、議案第66号は、常任委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第67号 平成20年度かほく市一般会計補正予算(第3号)を採決します。

本案に対する3常任委員長の報告は原案可決であります。

議案第67号について、3常任委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長【西田正剛君】起立全員です。

よって、議案第67号は、3常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号 平成20年度かほく市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を採決します。本案に対する市民文教常任委員長の報告は原案可決であります。

議案第68号について、常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長【西田正剛君】起立全員です。

よって、議案第68号は、常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号 平成20年度かほく市介護保険特別会計補正予算(第1号)を採決します。本案に対する市民文教常任委員長の報告は原案可決であります。

議案第69号について、常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長【西田正剛君】 起立全員です。

よって、議案第 69 号は、常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 70 号 平成 20 年度かほく市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を採決します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

議案第 70 号について、常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長【西田正剛君】 起立全員です。

よって、議案第 70 号は、常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 71 号 平成 20 年度かほく市水道事業会計補正予算（第 1 号）を採決します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

議案第 71 号について、常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長【西田正剛君】 起立全員です。

よって、議案第 71 号は、常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 72 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決します。本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

議案第 72 号について、常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長【西田正剛君】 起立全員です。

よって、議案第 72 号は、常任委員長の報告

のとおり可決されました。

次に、議案第 73 号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決します。本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

議案第 73 号について、常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長【西田正剛君】 起立全員です。

よって、議案第 73 号は、常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 74 号 かほく市監査委員条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

議案第 74 号について、常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長【西田正剛君】 起立全員です。

よって、議案第 74 号は、常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 75 号 かほく市営住宅条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

議案第 75 号について、常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長【西田正剛君】 起立全員です。

よって、議案第 75 号は、常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 76 号 かほく市土地開発公社

定款の一部変更についてを採決します。本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

議案第 76 号について、常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長【西田正剛君】起立全員です。

よって、議案第 76 号は、常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第 6 号「国の教育予算の拡充を求める意見書提出についての陳情」についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この陳情に対する市民文教常任委員長の報告は採択であります。陳情第 6 号について常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長【西田正剛君】起立全員です。

よって、陳情第 6 号 国の教育予算の拡充を求める意見書提出についての陳情については、採択とすることに決定しました。

次に、陳情第 7 号「社会保障関係費の 2,200 億円削減方針の撤回を求める意見書提出についての陳情」についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この陳情に対する市民文教常任委員長の報告は不採択であります。

陳情第 7 号について採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

議長【西田正剛君】起立なしです。

よって、陳情第 7 号 社会保障関係費の 2,200 億円削減方針の撤回を求める意見書提出についての陳情については、不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第 8 号「生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書提出についての陳情」についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この陳情に対する総務常任委員長の報告は継続審査であります。陳情第 8 号について常任委員長の報告のとおり、継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長【西田正剛君】起立全員です。

よって、陳情第 8 号 生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書提出についての陳情については、継続審査とすることに決定しました。

次に、請願第 10 号「基幹的農業水利施設の管理・整備更新に対する国の責務に関する意見書の提出を求める請願」についてを採決します。この採決は、起立によって行います。

この請願に対する産業建設常任委員長の報告は採択であります。

請願第 10 号について、常任委員長の報告のとおり、採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長【西田正剛君】起立全員です。

よって、請願第 10 号 基幹的農業水利施設の管理・整備更新に対する国の責務に関する意見書の提出を求める請願については、採択とすることに決定をしました。

次に、請願第 11 号「基幹的農業水利施設の管理・整備更新に対する国の責務に関する意見書の提出を求める請願」について申し上げます。すでに同じ内容の請願が採択とされておりますので、請願第 11 号 基幹的農業水利施設の管理・整備更新に対する国の責務に関する意見書の提出を求める請願は採択されたものとみ

なします。

次に、陳情第 12 号「地域間格差を拡大する地方移譲に反対し、安全安心な公共事業を国の責任で実施することを求める要請書」についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この陳情に対する産業建設常任委員長の報告は継続審査であります。陳情第 12 号について常任委員長の報告のとおり、継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長【西田正剛君】起立全員です。

よって、陳情第 12 号 地域間格差を拡大する地方移譲に反対し、安全安心な公共事業を国の責任で実施することを求める要請書については、継続審査とすることに決定しました。

次に、請願第 13 号「笠島区エコ・ステーション設置に係る助成のお願いについての請願書」についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この請願に対する市民文教常任委員長の報告は不採択であります。

請願第 13 号について採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長【西田正剛君】起立少数です。

よって、請願第 13 号 笠島区エコ・ステーション設置に係る助成のお願いについての請願書については、不採択とすることに決定しました。

暫時休憩

議長【西田正剛君】ここで、しばらく休憩をします。11 時から全員協議会を開催しますので、ご移動をお願いします。

【休憩 午前 10 時 51 分】

【再開 午前 11 時 41 分】

再開

議長【西田正剛君】ただいまのところ、出席議員数は 18 人です。定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 2～日程第 3 号

発議第 4 号～発議第 5 号

議長【西田正剛君】お諮りします。去る 9 月 3 日付けで、中村修一君他 5 名から、発議第 4 号「かほく市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について」及び発議第 5 号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う議会関係規則の整理に関する規則の制定について」が提出されました。それぞれ日程第 2 及び日程第 3 として議題にしたいと思えます。

これにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長【西田正剛君】ご異議なしと認めます。

よって、発議第 4 号「かほく市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について」及び発議第 5 号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う議会関係規則の整理に関する規則の制定について」を日程第 2 及び日程第 3 として議題とすることに決定いたしました。

日程第 2 発議第 4 号「かほく市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について」及び日程第 3 発議第 5 号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う議会関係規則の整理に関する規則の制定について」を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

11 番、中村修一君。

11 番【中村修一君】はい、議長。

ただいま議題となっております、発議第 4 号及び発議第 5 号を一括して説明させていただ

きます。

発議第4号「かほく市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について」及び発議第5号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う議会関係規則の整理に関する規則の制定について」はともに、地方自治法の一部を改正する法律が本年9月1日に施行されことに伴い関係条例1件及び関係規則2件を改正するものであります。

内容といたしまして、地方自治法第100条において、施行前は第1項から第18項により構成されておりましたが、第12項において新たに「議会活動の範囲の明確化」の項が追加されたことにより改正前の第12項から第18項が各々1項繰り下がったため、条例1件及び規則2件において、引用している項を改正するものであります。

以上、地方自治法第112条第1項の規程により提出をいたします。

議員各位の賛同を賜りたくよろしくお願ひ申し上げます。

議長【西田正剛君】以上で、説明が終わりました。

質 疑

議長【西田正剛君】これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長【西田正剛君】質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討 論

議長【西田正剛君】これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

議長【西田正剛君】討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採 決

議長【西田正剛君】これから直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

議長【西田正剛君】ご異議なしと認めます。よってこれから採決をいたします。

まず、発議第4号 かほく市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長【西田正剛君】起立全員です。

よって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

議長【西田正剛君】次に、発議第5号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う議会関係規則の整理に関する規則の制定についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長【西田正剛君】起立全員です。

よって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第4～日程第6号

発議第6号～発議第8号

議長【西田正剛君】お諮りします。去る、9月3日付けで、荒井三喜雄君他4名から、発議第6号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」が、また、別宗明敏君他4名から、発議第7号「道路整備の促進に関する意見書」が、また、9月9日付けで、遠田順君他3名から、発議第8号「雇用促進住宅の退去困難者への支援強化に関する意見書」が提出されました。それぞれ日程第4から日程第6として議題にしたいと思います。

これにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長【西田正剛君】ご異議なしと認めます。

よって、発議第6号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」、発議第7号「道路整備の促進に関する意見書」及び発議第8号「雇用促進住宅の退去困難者への支援強化に関する意見書」を日程第四から日程第六として議題とすることに決定いたしました。

「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

9番、荒井三喜雄君。

9番【荒井三喜雄君】はい、議長。

ただいま議題となっております、発議第6号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」について提案理由の主旨のみ説明させていただきます。

過疎対策法については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」として制定されて以来、3次にわたる特別措置法の制定により、過疎地域における生活環境の整備、産業の振興など一定の成果をあげております。しかしながら、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は平成21年3月末をもって失効することとなります。

県内においても過疎地域として8市町が指定されており、現行法が失効した場合の影響が大きいと考えられることから、意見書を提出したいと思います。

以上、地方自治法第99条の規程により提出しようとするものであり、議員各位の賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。以上。

議長【西田正剛君】以上で、説明が終わりました。

質 疑

議長【西田正剛君】これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声あり)

議長【西田正剛君】質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討 論

議長【西田正剛君】これから討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

議長【西田正剛君】討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採 決

議長【西田正剛君】これから直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

議長【西田正剛君】ご異議なしと認めます。よってこれから採決をいたします。

発議第6号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長【西田正剛君】起立全員です。

よって、発議第6号は、原案のとおり可決されました。

議長【西田正剛君】次に、日程第5「道路整備の促進に関する意見書」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

18番、別宗明敏君。

18番【別宗明敏君】議長。

ただいま議題となっております、発議第7号「道路整備の促進に関する意見書の提出について、主旨のみ申し上げますので。

道路は、住民の安全・安心の確保や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会基盤であり

ます。特に地方においては大都市圏とは異なり、自動車での移動に頼らざるを得ない状況であり、今後とも着実に道路整備を進めていくことが必要であり、そのためには安定的な財源確保が不可欠である。

道路特定財源については、来年度から一般財源化する方針が示されたところであるが、地方においては道路特定財源だけでは不足し、すでに多くの一般財源を投入し、必要な道路整備を行っているのが実態である。

よって、国において地方の実態を踏まえ、道路整備を促進するよう、

1. 年内に行われる税制の抜本改革にあたっては、道路整備に必要な財源を確保するとともに地方への配分割合を高めること。また、地方道路整備臨時交付金制度についても、その趣旨を鑑み、地方が主体的に道路整備が行えるような財源を確保・拡充すること。

1. 直轄国道 159 号は本市における南北方向の主要な幹線道路として地域住民の生活や産業振興等を支え、本市の活力向上を図る上で極めて重要な道路であることを鑑み、引き続き国において整備・管理を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出しようとするものであります。

議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長【西田正剛君】以上で、説明が終わりました。

質 疑

議長【西田正剛君】これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長【西田正剛君】質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討 論

議長【西田正剛君】これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

議長【西田正剛君】討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採 決

議長【西田正剛君】これから直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

議長【西田正剛君】ご異議なしと認めます。よってこれから採決をいたします。

発議第 7 号 道路整備の促進に関する意見書について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長【西田正剛君】起立全員です。

よって、発議第 7 号は、原案のとおり可決されました。

議長【西田正剛君】次に、日程第 6「雇用促進住宅の退去困難者への支援強化に関する意見書」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

1 番、遠田順君。

1 番【遠田順君】はい、議長。

発議第 8 号、雇用促進住宅の退去困難者への支援強化に関する意見書提出について提案理由の説明を趣旨のみ述べさせていただきます。

雇用促進住宅については、規制改革 3 年計画や独立行政法人整理合理化計画に基づき、全住宅数の半数程度を前倒して廃止することとされ、本年 4 月 1 日付けで廃止決定された 650 住宅について、退去を求める入居者説明会などが開催され、現場に、多くの混乱が生じています。

各自治体などでは公営住宅の優先入居の取

り扱いを行うなど取り組みが進められていますが、とりわけ転居先のない長期入居者などに大きな不安が生じています。

ついては、政府において、以下の取り組みについて、特段の配慮を要請するものであります。

1. 現在、雇用促進住宅へ入居されている方々への相談体制を早急に整備すること。また、民間の活用も含めた転居先などの情報提供を充実すること。

1. 定期借家契約の場合、年内に契約が切れるケースも想定され、猶予期間を確保できるよう入居者説明会を急ぐこと。

1. 公営住宅への優先入居の措置に加え、入居基準についても柔軟な対応を行うこと。

1. 長期入居者のうち、高齢などの困難な事情を抱え転居先が決まらない入居者の退去に関しては、明け渡しを一定期間猶予するなどの配慮措置を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出しようとするものであります。議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申しあげまして、提案理由の説明といたします。何卒よろしくお願いいたします。

議長【西田正剛君】以上で、説明が終わりました。

質 疑

議長【西田正剛君】これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長【西田正剛君】質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討 論

議長【西田正剛君】これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

議長【西田正剛君】討論なしと認めます。こ

れで討論を終わります。

採 決

議長【西田正剛君】これから直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

議長【西田正剛君】ご異議なしと認めます。よってこれから採決をいたします。

発議第 8 号 雇用促進住宅の退去困難者への支援強化に関する意見書について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長【西田正剛君】起立全員です。

よって、発議第 8 号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第 1 ~ 追加日程第 2 号

発議第 9 号 ~ 発議第 10 号

議長【西田正剛君】お諮りします。本日、猪村博靖君他 2 名から、発議第 9 号「基幹的農業水利施設の管理・整備更新に対する国の責務に関する意見書」が、また、安達肇君他 2 名から、発議第 10 号「教育予算の拡充を求める意見書」が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第 1 及び追加日程第 2 として議題にしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長【西田正剛君】ご異議なしと認めます。よって、発議第 9 号及び発議第 10 号を日程に追加し、追加日程第 1 及び追加日程第 2 として議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第 1、基幹的農業水利施設の管理・整備更新に対する国の責務に関する意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

17 番、猪村博靖君

17 番【猪村博靖君】はい、議長。

発議第 9 号 基幹的農業水利施設の管理・整備更新に対する国の責務に関する意見書の提出について、主旨のみ申し上げて説明とさせていただきます。

河北潟干拓地区は、昭和 38 年から国営河北潟干拓建設事業として整備を始め、昭和 61 年より本格的な営農が開始されており、畑作と酪農の大規模農家による経営が行われております。

また、河北潟沿岸地区においても、干拓事業と併せて行われた周辺土地改良事業により河北潟周辺農地の乾田化が図られ、石川県下でも有数の先進的農業地域として発展してきました。

これらの地区は、先進的農業地域として安全で安心な食料を供給する一方で、国営事業により整備された農業水利施設は、浸水や湛水被害の防止等による生活環境の向上や国土保全・環境保全等の多面的機能の発揮などを通じて、住民の生活や地域社会の健全な発展に大きく寄与しており、今後とも、その大切な役割を適切かつ持続的に発揮していくことが強く求められています。

しかし、国営河北潟干拓建設事業を中心として整備が行われてきた基幹的農業水利施設の多くは、順次更新等の時期を迎えてきており、将来にわたり農業の持続的発展を図るためには、適切な管理や計画的な更新整備を進める必要があります。

こうした理由から、

1．国家政策である食料の安定供給の基盤であり、多面的機能を発揮し、地域農業・農村の持続的発展の礎となっている基幹的農業水利施設について、今後とも国直轄の事業と

して、国が責任を持って管理及び整備を着実に実施すること。

2．上記に必要な体制として、国営事業の実施機関としての地方農政局を存続し、一層の国営事業推進を図ること。

以上 2 項目の実現について、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出しようとするものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長【西田正剛君】以上で、説明が終わりました。

質 疑

議長【西田正剛君】これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長【西田正剛君】質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討 論

議長【西田正剛君】これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

議長【西田正剛君】討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採 決

議長【西田正剛君】これから直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

議長【西田正剛君】ご異議なしと認めます。よってこれから採決をいたします。

発議第九号 基幹的農業水利施設の管理・整備更新に対する国の責務に関する意見書を採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長【西田正剛君】起立全員です。

よって、発議第9号は、原案のとおり可決されました。

議長【西田正剛君】次に、追加日程第2 教育予算の拡充を求める意見書を議題とします。提案理由の説明を求めます。

2番、安達肇君

2番【安達肇君】はい、議長。

発議第10号 教育予算の拡充を求める意見書の提出について、主旨のみ申し上げて、説明とさせていただきます。

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤作りにとって極めて重要なことです。

しかし、-地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の影響などから、自治体において教育予算を確保することは困難となっています。

一方、就学援助受給者の増大に現れているように、低所得者層の拡大・固定化が進んでおり、家計の所得の違いが教育格差につながってきています。

教育は未来への先行投資であり、子どもたちがどこに生まれ育ったとしても、ひとしく良質な教育が受けられるようにしなければなりません。そのために教育予算を国全体としてしっかりと確保・充実させる必要があります。

こうした理由から、

1. 「子どもと向き合う時間の確保」をはかり、きめの細かい教育の実現のために、義務制第8次・高校第7次教職員定数改善計画を実施すること。
2. 学校施設整備費、就学援助、奨学金、学校・通学路の安全対策など、教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

3. 人材確保法の趣旨及び、教職員の厳しい勤務実態をふまえた、教職員給与財源の確保に努めること。

以上3項目の実現について、地方自治法第99条の規定により意見書を提出しようとするものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長【西田正剛君】以上で、説明が終わりました。

質 疑

議長【西田正剛君】これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長【西田正剛君】質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討 論

議長【西田正剛君】これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

議長【西田正剛君】討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採 決

議長【西田正剛君】これから直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

議長【西田正剛君】ご異議なしと認めます。よってこれから採決をいたします。

発議第10号 教育予算の拡充を求める意見書を採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長【西田正剛君】起立全員です。

よって、発議第10号は、原案のとおり可決

されました。

ただいま可決されました、発議第 6 号、発議第 7 号、発議第 8 号、発議第 9 号、発議第 10 号までの 5 件についての意見書の提出先、並びに処理方法につきましては、議長にご一任願います。

追加日程第 3

常任委員会及び特別委員会の

閉会中の継続調査の件

議長【西田正剛君】お諮りします。総務常任委員長をはじめとする 3 常任委員長及び、広報特別委員長並びに、行政改革特別委員長から、目下、委員会で審査中の事項につき、かほく市議会会議規則第 104 条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

これらを日程に追加し、追加日程第 3 として議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長【西田正剛君】ご異議なしと認めます。よって、常任委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査の件を日程に追加し、追加日程第 3 として議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第 3、常任委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査の件を議題にします。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長【西田正剛君】ご異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のあった事項につきましては、閉会中も継続して調査することに決定をいたしました。

追加日程第 4

議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

議長【西田正剛君】お諮りします。議会運営

委員長から、議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項について、かほく市議会会議規則第 104 条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。これを日程に追加し、追加日程第 4 として、議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長【西田正剛君】ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を日程に追加し、追加日程第 4 として、議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第 4、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

お諮りします。議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長【西田正剛君】ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申し出のあった事項につきましては、閉会中も継続して調査することに決定をいたしました。

閉議・閉会

議長【西田正剛君】以上で、本定例会に付議された議件は、全部議了いたしました。

これもちまして、平成 20 年第 3 回かほく市議会定例会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

午後 0 時 13 分閉議散会

議 長 西田 正剛

副 議 長 杉本 正一

署名議員 金田 正信

署名議員 富澤 明次

平成20年第3回かほく市議会定例会

請願・陳情文書表

受理 番号	受 付 年月日	件 名 (請願・陳情の要旨)	陳 情 者 の 住 所 及 び 氏 名	紹介議員 氏 名	付 託 委員会	議決 結果
第6号	H20.8.7	国の教育予算の拡充を求める意見書提出についての陳情	石川県かほく市七窪へ 104-10 連合石川河北地域協議会 議 長 源 信彦		市民文教 常任委員会	採択
第7号	H20.8.13	社会保障関係費の2200億円削減方針の撤回を求める意見書提出についての陳情	石川県かほく市七窪へ 104-10 連合石川河北地域協議会 議 長 源 信彦		市民文教 常任委員会	不採択
第8号	H20.8.13	生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書提出についての陳情	石川県かほく市七窪へ 104-10 連合石川河北地域協議会 議 長 源 信彦		総務 常任委員会	継続審査
第10号	H20.8.14	基幹的農業水利施設の管理・整備更新に対する国の責務に関する意見書の提出を求める請願	河北郡津幡町字庄ト 20 - 2 河北潟沿岸土地改良区 理事長 矢田 富郎	中村修一 猪村博靖	産業建設 常任委員会	採択
第11号	H20.8.14	基幹的農業水利施設の管理・整備更新に対する国の責務に関する意見書の提出を求める請願	河北郡津幡町字湖東 3 6 5 番地 河北潟干拓土地改良区 理事長 矢田 富郎	中村修一	産業建設 常任委員会	採択
第12号	H20.9.2	地域間格差を拡大する地方移譲に反対し、安全安心な公共事業を国の責任で実施することを求める要請書	国土交通省全建設労働 組合北陸地方本部 石川県支部 支部長 磯野 信樹		産業建設 常任委員会	継続審査

受理 番号	受 付 年月日	件 名 (請願・陳情の要旨)	陳 情 者 の 住 所 及 び 氏 名	紹 介 議 員 氏 名	付 託 委員会	議 決 結 果
第 13 号	H20.9.2	笠島区エコ・ステーション設置に係る 助成のお願いにつ いての請願書	かほく市笠島八 6 0 番 地 笠島区長 糺地 哲 笠島副区長 丸田博明 環境リサイクル委員長 丸田 正道	寺内照雄	市民文教 常任委員会	不採択
		以下余白				

平成20年第3回かほく市議会定例会
意見書文書表

受理 番号	受 付 年月日	件 名	提出議員	賛成議員	議決 結果
第6号	H20.9.3	新たな過疎対策法の 制定に関する意見書	荒井 三喜雄	別宗 明敏 山口 博之丞 富澤 明次 金田 正信	可決
第7号	H20.9.3	道路整備の促進に関 する意見書	別宗 明敏	荒井 三喜雄 山口 博之丞 富澤 明次 金田 正信	可決
第8号	H20.9.9	雇用促進住宅の退去 困難者への支援強化 に関する意見書	遠田 順	別宗 明敏 猪村 博靖 宇野 順一	可決
第9号	H20.9.19	基幹的農業水利施設 の管理・整備更新に 対する国の責務に関 する意見書	猪村 博靖	山田 孝一 荒井 三喜雄	可決
第10号	H20.9.19	教育予算の拡充を求 める意見書	安達 肇	寺内 照雄 竹内 幹雄	可決
		以下余白			

発議第 4 号

かほく市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法第 112 条第 1 項の規定により、上記議案を次のとおり提出します。

平成 20 年 9 月 3 日提出

かほく市議会議長 西田 正剛 殿

提出者	かほく市議会議員	中 村 修 一
賛成者	かほく市議会議員	荒 井 三喜雄
賛成者	かほく市議会議員	別 宗 明 敏
賛成者	かほく市議会議員	山 口 博之丞
賛成者	かほく市議会議員	富 澤 明 次
賛成者	かほく市議会議員	金 田 正 信

(別紙)

かほく市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

かほく市議会政務調査費の交付に関する条例(平成 17 年かほく市条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 100 条第 13 項及び第 14 項」を「第 100 条第 14 項及び第 15 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 20 年 9 月 19 日議決

発議第 5 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う議会関係規則の整理に関する規則の制定について

地方自治法第 112 条第 1 項の規定により、上記議案を次のとおり提出します。

平成 20 年 9 月 3 日提出

かほく市議会議長 西田 正剛 殿

提出者	かほく市議会議員	中 村 修 一
賛成者	かほく市議会議員	荒 井 三喜雄
賛成者	かほく市議会議員	別 宗 明 敏
賛成者	かほく市議会議員	山 口 博之丞
賛成者	かほく市議会議員	富 澤 明 次
賛成者	かほく市議会議員	金 田 正 信

(別紙)

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う議会関係規則の整理に関する規則

(かほく市議会会議規則の一部改正)

第 1 条 かほく市議会会議規則(平成 16 年かほく市議会規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 159 条第 1 項中「第 100 条第 12 項」を「第 100 条第 13 項」に改める。

(かほく市議会図書室規則の一部改正)

第 2 条 かほく市議会図書室規則(平成 16 年かほく市議会規則第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 100 条第 17 項」を「第 100 条第 18 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成 20 年 9 月 19 日議決

発議第 6 号

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり、かほく市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 20 年 9 月 3 日提出

かほく市議会議長 西田 正剛 殿

提出者 かほく市議会議員 荒 井 三喜雄
賛成者 かほく市議会議員 別 宗 明 敏
賛成者 かほく市議会議員 山 口 博之丞
賛成者 かほく市議会議員 富 澤 明 次
賛成者 かほく市議会議員 金 田 正 信

(別紙)

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策については、昭和 45 年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、3 次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、人口減少と高齢化は特に過疎地域において顕著であり、路線バスなど公共交通機関の廃止、医師及び看護師等の不足、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など生活・生産基盤の弱体化が進むなかで、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、過疎地域は極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、また、都市に対して、食糧の供給・水資源の供給、自然環境の保全といやしの場を提供するとともに、森林による地球温暖化の防止に貢献するなどの多面的・公共的機能を担っている。

過疎地域は、国民共通の財産であり、国民の心のより所となる美しい国土と豊かな環境を未来の世代に引き継ぐ努力をしている地域である。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は平成 22 年 3 月末をもって失効することとなるが、過疎地域の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を支えていくことが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定とともに、過疎地域市町村を含む合併が行われ、合併市町村で過疎地域の市町村に該当しない場合、当該市町村の合併が行われた日の前日において過疎市町であった区域が過疎の要件を満たしているときには、過疎地域と見なすよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 20 年 9 月 19 日議決

発議第7号

道路整備の促進に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり、かほく市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成20年9月3日提出

かほく市議会議長 西田 正剛 殿

提出者 かほく市議会議員 別 宗 明 敏
賛成者 かほく市議会議員 荒 井 三喜雄
賛成者 かほく市議会議員 山 口 博之丞
賛成者 かほく市議会議員 富 澤 明 次
賛成者 かほく市議会議員 金 田 正 信

(別紙)

道路整備の促進に関する意見書

「道路」は、住民の安全・安心の確保や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会基盤である。特に、かほく市においては、多様な交通手段を有する大都市圏とは異なり、移動に当たっては、自動車に頼らざるを得ないため、今後とも着実に整備を進めていくことが必要であり、そのためには安定的な財源を確保していくことが不可欠である。

道路特定財源については、来年度から一般財源化する方針が示されたところである。しかし、地方においては、道路特定財源だけでは不足し、すでに多くの一般財源を投入して、必要な道路整備を行っているのが実態である。よって、国においては、地方の実態を十分に踏まえ、下記の事項に取り組みられるよう強く要望する。

記

一、年内に行われる税制の抜本改革にあたっては、道路整備に必要な財源を確保するとともに地方への配分割合を高めること。

また、地方道路整備臨時交付金制度についても、その趣旨を鑑み、地方が主体的に道路整備が行えるような財源を確保・拡充すること。

一、直轄国道159号は本市における南北方向の主要な幹線道路として地域住民の生活や産業振興等を支え、本市の活力向上を図る上で極めて重要な道路であることを鑑み、引き続き、国において、整備・管理を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成20年9月19日議決

発議第 8 号

雇用促進住宅の退去困難者への支援強化に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり、かほく市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 20 年 9 月 9 日提出

かほく市議会議長 西田 正剛 殿

提出者 かほく市議会議員 遠 田 順
賛成者 かほく市議会議員 別 宗 明 敏
賛成者 かほく市議会議員 猪 村 博 靖
賛成者 かほく市議会議員 宇 野 順 一

(別紙)

雇用促進住宅の退去困難者への支援強化に関する意見書

雇用促進住宅については、規制改革 3 力年計画や独立行政法人整理合理化計画に基づき、全住宅数の半数程度を前倒して廃止することとされ、本年 4 月 1 日付けで廃止決定された 650 住宅について、退去を求める入居者説明会などが開催され、現場に、多くの混乱が生じています。

各自治体などでは公営住宅の優先入居の取り扱いを行うなど取り組みが進められていますが、とりわけ転居先のない長期入居者などに大きな不安が生じています。

については、政府において、以下の取り組みについて、特段の配慮を要請します。

記

1. 現在、雇用促進住宅へ入居されている方々への相談体制を早急に整備すること。また、民間の活用も含めた転居先などの情報提供を充実すること。
2. 定期借家契約の場合、年内に契約が切れるケースも想定され、猶予期間を確保できるように入居者説明会を急ぐこと。
3. 公営住宅への優先入居の措置に加え、入居基準についても柔軟な対応を行うこと。
4. 長期入居者のうち、高齢などの困難な事情を抱え転居先が決まらない入居者の退去に関しては、明け渡しを一定期間猶予するなどの配慮措置を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 20 年 9 月 19 日議決

基幹的農業水利施設の管理・整備更新に対する国の責務に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり、かほく市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 20 年 9 月 19 日提出

かほく市議会議長 西田 正剛 殿

提出者 かほく市議会議員 猪 村 博 靖
賛成者 かほく市議会議員 山 田 孝 一
賛成者 かほく市議会議員 荒 井 三喜雄

(別紙)

基幹的農業水利施設の管理・整備更新に対する国の責務に関する意見書

河北潟干拓地区は、昭和 38 年から国営河北潟干拓建設事業として整備を始め、昭和 61 年より本格的な営農が開始されており、金沢市、かほく市、津幡町、内灘町の 2 市 2 町を行政区域として、干拓地 1,170ha に畑作と酪農の大規模農家による経営が行われている。また、河北潟沿岸地区においても、干拓事業と併せて行われた周辺土地改良事業により河北潟周辺農地の乾田化が図られ、石川県下でも有数の先進的農業地域として発展してきた。

これらの地区は、先進的農業地域として安全で安心な食料を供給する一方で、国営事業により整備された農業水利施設は、浸水や湛水被害の防止等による生活環境の向上や国土保全・環境保全等の多面的機能の発揮などを通じて、住民の生活や地域社会の健全な発展に大きく寄与しており、今後とも、その大切な役割を適切かつ持続的に発揮していくことが強く求められている。

しかし、国営河北潟干拓建設事業を中心として整備が行われてきた基幹的な農業水利施設の多くは、順次更新等の時期を迎えてきており、将来にわたり農業の持続的発展を図るためには、適切な管理や計画的な更新整備等を進める必要がある。

国営事業により造成された農業水利施設は国有財産であり、国土保全や国民の食料の安定供給に資するなど、その便益が広く国民に及ぶものであること、そして、その整備に当たっては、地方公共団体の枠を超えた広域的な対応が必要となることから、その管理・更新については引続き国の責務として、地方と連携しながら行われるべきものである。

また、このような広域的で大規模な事業については、必要な時期、箇所に投資を集中することにより、短期間での効率的な事業実施が可能となる。

よって、以下の事項を強く要望する。

記

1. 国家政策である食料の安定供給の基盤であり、多面的機能を発揮し、地域農業・農村の持続的発展の礎となっている基幹的な農業水利施設について、今後とも国直轄の事業として、国が責任を持って管理及び整備を着実に実施すること。
2. 上記に必要な体制として、国営事業の実施機関としての地方農政局を存続し、一層の国営事業推進を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 20 年 9 月 19 日議決

発議第 10 号

教育予算の拡充を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、かほく市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 20 年 9 月 19 日提出

かほく市議会議長 西田 正剛 殿

提出者 かほく市議会議員 安 達 肇
賛成者 かほく市議会議員 寺 内 照 雄
賛成者 かほく市議会議員 竹 内 幹 雄

(別紙)

教育予算の拡充を求める意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤作りにとってきわめて重要なことです。しかしながら、義務教育費国庫負担金の負担割合が 2 分の 1 から 3 分の 1 に縮小されたことや地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、自治体において教育予算を確保することは困難となっています。

地方財政が逼迫している中、少人数教育の推進、学校施設、教材費、就学援助・奨学金制度など教育条件の自治体間格差が広がってきています。また、「子どもと向き合う時間の確保」のための施策と文科省による「勤務実態調査」で現れた極めて厳しい教職員の勤務実態の改善が喫緊課題となっています。

一方、就学援助受給者の増大に現れているように、低所得者層の拡大・固定化がすすんでおり、家計の所得の違いが教育格差につながってきています。

政府は国の責任として、どの地域に住んでいようが、無償で良質な一定水準の教育が受けられるようにしなければいけないと考えます。自治体の財政力や保護者の所得の違いによって、子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはなりません。

教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させる必要があることから、次の事項の実現について、ご努力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 「子どもと向き合う時間の確保」をはかり、きめの細かい教育の実現のために、義務制第 8 次・高校第 7 次教職員定数改善計画を実施すること。
2. 学校施設整備費、就学援助・奨学金、学校・通学路の安全対策など、教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。
3. 人材確保法の趣旨及び、教職員の厳しい勤務実態をふまえた、教職員給与財源の確保に努めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 20 年 9 月 19 日議決